

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○

審査請求人から令和元年○月○日付けで提起された生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要 等

1 事案の概要

本件は、法による保護を受けていた審査請求人が法第 24 条第 9 項において準用する同条第 1 項に基づき令和元年○月○○日付けで行った、行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費の支給に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）について、処分庁新潟県○○○地域福祉事務所長が同条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づき同年○月○日付けで本件処分をしたことに対し、審査請求人が本件処分の変更を求めた事案である。

2 関係法令等

(1) 法第 8 条第 1 項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

(2) 法第 9 条

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(3) 法第 11 条第 1 項

保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

(4) 法第 12 条

生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 二 移送

(5) 法第 17 条

生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

- 一 生業に必要な資金、器具又は資料
- 二 生業に必要な技能の修得
- 三 就労のために必要なもの

(6) 法第 24 条

ア 第 3 項

保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

イ 第 9 項

第 1 項から第 7 項までの規定は、第 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

(7) 生活保護法による保護の基準・別表第 7、2

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「告示」という。）は「生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条第 1 項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、

生活保護法による保護の基準(昭和32年4月厚生省告示第95号)は、廃止する。」と規定する。そして、「生活保護法による保護の基準」として「一生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。」と規定する。

告示別表第7(生業扶助基準)、2は「技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき78,000円以内の額を2年を限度として算定する。」と規定し、同表7、3は「技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。」と規定する。

(8) 生活保護法による保護の実施要領について・第7

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。なお、新潟県では、局長通知により取り扱うこととしている。)の第7(最低生活費の認定)、2(一般生活費)、(7)(移送費)、アは「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(カ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。」と規定する。

そして、同ア、(キ)は「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」を挙げている。

イ 局長通知の第7(最低生活費の認定)、8(生業費、技能修得費及び就職支度費)、(2)(技能修得費)、アは「技能習得費は、次に掲げる範囲において必要な額を認定すること。なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能習得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。」と規定する。

そして、同ア、(ア)は「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。」と規定し、同ア、(ウ)は「技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教科書・教材費及び当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定

等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。」と規定する。

3 事実経過

- (1) 平成 26 年〇〇月〇〇日、処分庁は審査請求人について法による保護を開始した。
- (2) 平成 28 年〇〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に対し、法第 24 条第 9 項において準用する同条第 1 項に基づき行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費の保護変更申請を行い、同日、処分庁は、同条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づき保護変更決定をして、生活扶助の移送費（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）として交通費及び宿泊費を支給した。
- (3) 平成 29 年〇〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に対し、法第 24 条第 9 項において準用する同条第 1 項に基づき行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費の保護変更申請を行い、同月〇〇日、処分庁は、同条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づき保護変更決定をして、生活扶助の移送費（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）として交通費及び宿泊費を支給した。
- (4) 平成 30 年〇〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に対し、法第 24 条第 9 項において準用する同条第 1 項に基づき行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費の保護変更申請を行い、同日、処分庁は、同条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づき保護変更決定をして、生活扶助の移送費（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）として交通費及び宿泊費を支給した。
- (5) 令和元年〇月〇〇日、審査請求人は処分庁に対して本件申請をした。そして、同年〇月〇日、処分庁は、本件申請に対して、「申請を却下とする扶助の内容」欄に「生活扶助費（一時扶助費）」と記載され、「却下の理由」欄に「厚生労働省社会・援護局長通知において、求職活動等における一時扶助費（移送費）は「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職活動又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」に支給できるとされていることから、申請者がこれまでの間において就労に向けた準備として取り組んできた行政書士試験の結果等を総合的に判断したところ、行政書士試験の継続的な受験が申請者の自立助長に資するとは言い難いため。」との理由が付記された保護申請却下決定通知書を審査請求人に交付して本件処分をした。
- (6) 同月〇日、審査請求人は本件審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費にかかる生活扶助費を得る権利を有しているが、処分庁の恣意的な判断によって当該権利が著しく侵害されている。
- (2) 本件処分通知書の理由欄には「総合的に判断した」等の抽象的な文言が記載されているが、審査請求人において具体的にどのような根拠法令によって本件処分がなされたのかを了知することができないため、最高裁判所の判例に照らし合わせると行政手続法第8条本文の要求する理由提示として不十分である。
- (3) 上記のとおり、本件処分には明白な瑕疵があるため取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、平成28年から平成30年にかけて審査請求人からなされた行政書士試験を受験するために要する交通費及び宿泊費に係る保護変更申請について、当該費用が「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」（局長通知第7、2、(7)、ア、(キ))に支給することができる生活扶助の移送費（法第11条第1項第1号、第12条第2号）に該当するものとして支給決定をした。しかし、審査請求人は平成28年から行政書士試験を3回受験しているが合格に至らず、今後受験を継続したとしても合格するまでにどれ程の期間を要するのか見通しが立たない状況である。

他方、生業扶助（法第11条第1項第7号、第17条）の交通費の支給基準においては、技能修得に伴う交通費の支給期間は2年以内とされている（告示別表第7、2及び3）。そこで、仮に、審査請求人から平成28年になされた保護変更申請に対して支給された扶助費が、生活扶助の移送費（法第11条第1項第1号、第12条第2号）ではなく、生業扶助の技能修得に伴う交通費（法第11条第1項第7号、第17条第2号）であったものと考えれば、当該扶助費にかかる支給決定があった同年〇〇月〇〇日から2年以内の平成30年〇〇月までの間でなければ交通費を支給することができないことになる。

上記の考え方を参考にして、審査請求人に対して行政書士試験を受験す

るために要する交通費及び宿泊費を生活扶助の移送費（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）として支給できるのも平成 30 年〇〇月までの間であると考えて、本件処分をした処分庁の判断は違法又は不当とは言えない。

(2) また、審査請求人は行政書士試験を 3 回受験したが合格に至らず、今後も受験を継続することが自立助長に資するとは言い難いと考えられ、処分庁が局長通知第 7、2、(7)、ア、(キ)を根拠として行政書士試験を受験するような指示・指導は妥当性に欠けると考えて、生活扶助の移送費（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）の支給はできないとした判断は違法又は不当とは言えない。

(3) 上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 審査請求人が行政書士試験を受験するために要するという居住地と試験会場との往復及び試験会場付近における宿泊が生活扶助の対象となる「移送」（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）に該当しないこと

(1) 保護の種類の一つである生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われる（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条）。

そして、生活扶助は、被保護者の日常生活に必要な経費（一般生活費）を給付するものであるから（栃木県弁護士会「生活保護法の解釈と実務」（2008）59 頁参照）、生活扶助の対象となる「移送」（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）とは、被保護者の日常生活に必要な移動及びこれに伴って必要となる宿泊等をいうと解される。

(2) これを本件について見ると、行政書士試験は、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に基づき、総務大臣が定めるところにより、行政書士の業務に関し必要な知識及び能力について、毎年 1 回行われている。そして、受験資格については、年齢、学歴、国籍等に関係はなく、希望する者であれば誰でも受験できることとされている。このように、行政書士試験の受験は、1 年に 1 回のみ行われている非日常的なものであり、また、希望者のみが受験するものであって義務的なものではないことから、当該受験の

ために要する各種経費については日常生活に必要なものではないと解される。

したがって、行政書士試験の受験に要する審査請求人の居住地と試験会場との往復及び試験会場付近における宿泊は、日常生活に必要なものとはいえず、生活扶助の対象となる「移送」（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）には該当しないものというべきである。

2 本件処分は当然考慮すべき事項を十分考慮せずになされておられ裁量権の逸脱・濫用として違法となること

- (1) 審査請求人が行政書士試験を受験するために要するという居住地と試験会場との往復及び試験会場付近における宿泊が生活扶助の対象となる「移送」（法第 11 条第 1 項第 1 号、第 12 条第 2 号）に該当しないとしても、保護の実施機関は、法第 9 条に規定する必要即応の原則に基づいて、法第 11 条第 1 項各号に規定する 8 種の扶助のうち最適と認める扶助を決定するものとされている（法第 24 条第 9 項が準用する同条第 3 項）（栃木県弁護士会「生活保護法の解釈と実務」（2008）108 頁参照）。そして、必要即応の原則を定めた法第 9 条は「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と規定しており、「有効かつ適切に行う」とは、最も効果的と思われる種類の保護を、最も適切と認められる方法と程度で行うことをいうと解されている。これは、要保護者の申請内容にかかわらず、保護の実施機関は、最も有効かつ適切な保護の実施方法を自ら決定すべき義務を負うことを意味する（栃木県弁護士会「生活保護法の解釈と実務」（2008）50 頁参照）。そして、保護の判断は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違といった個別具体的な諸事情を総合的に考慮してされるものである以上、要保護者の実情を平素から把握する者の裁量に任せるので無ければ適切な結果を期待することができないものといわなければならない。

したがって、保護の変更申請があったときは、変更するか否か、変更するときにかなる保護の種類程度の扶助を決定するかについて、保護の実施機関である処分庁に裁量が認められていると解される。

- (2) 行政書士試験の受験は、国家資格を取得、利用して仕事をするができるようになることで審査請求人の稼働能力を引き出すことを目的とするものであり、受験のために要する交通費及び宿泊費は「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費」（局長通知第 7、8、(2)、ア、(ア)）に該当するため、その必要とする実態を調査確認のうえ、

基準額の範囲内における必要最小限度の額が生業扶助の対象となる技能修得費（法第 11 条第 1 項第 7 号、第 17 条第 2 号）として審査請求人に支給される可能性があるといえる。

そして、生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して行われるものであり、生業に必要な技能の修得に要する費用（技能修得費）についても生業扶助の対象となるが、これによってその者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限り行われるものである（法第 17 条ただし書）。したがって、生業扶助の対象となる技能修得費（法第 11 条第 1 項第 7 号、第 17 条第 2 号）を支給するか否かを判断するに当たっては、支給による収入増加又は自立助長の見込みの有無が検討されなければならない。

- (3) これを本件について見ると、行政書士試験の受験による審査請求人の収入増加又は自立助長の見込みに関する事情について、本件申請に係る保護変更申請書やケース記録票には明確な記載が無く、その有無について判断することができない。

そのため、行政書士試験の受験のために要する交通費及び宿泊費を生業扶助の対象となる技能修得費（法第 11 条第 1 項第 7 号、第 17 条第 2 号）として支給することができるか否かを判断するために、処分庁は審査請求人に対し、審査請求人が資格取得後に行政書士事務所等に就職・勤務して実務に関する知識や技能を学ぶ意向であるのか、あるいは資格取得後直ちに独立開業する意向であるのか、独立開業するのであれば開業資金を調達する見込みがあるのか等の就労に向けた具体的な計画の有無を確認しなければならない。

しかし、処分庁は、審査請求人が行政書士試験を過去に 3 回受験したが現在まで合格に至っていないことから今後も受験を継続することが審査請求人の自立助長に資するとは言い難いと断定しているが、実際には、審査請求人に対し、行政書士試験の受験のために要する交通費及び宿泊費を必要とする実態の聴取をはじめ、就労に向けた具体的な計画の有無を確認するための自立更生計画書等といった関係資料による収入増加又は自立助長の見込みに関する調査確認を何ら行っていない。

したがって、処分庁は、行政書士試験の受験のために要する交通費及び宿泊費を生業扶助の対象となる技能修得費（法第 11 条第 1 項第 7 号、第 17 条第 2 号）として支給することができるか否かという、当然考慮すべき事項を十分考慮せずに本件処分をしているものと言わざるを得ず、本

件処分は裁量権を逸脱・濫用した違法なものと言うべきである。

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、これを認容することとし、主文のとおり裁決する。

令和2年5月14日

新潟県知事 花角 英世